

日光市上下水道部水道課概算数量発注方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日光市上下水道部水道課が発注する水道管布設工事において、設計積算業務及び入札事務等の効率化を図るため、概算数量発注方式を試行する場合に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 概算数量発注方式 設計数量を概算数量により積算し発注する工事をいい、契約後、現場での整合を精査し、施工後の設計数量を確定した上で契約変更を行うものをいう。
- (2) 概算数量 設計図書に示した平面図・標準土工定規図等及び代表的な数量により算出した設計数量をいう。
- (3) 工事計画図書 工事施工前に施工範囲の確認、現地調査、測量等を行った結果をもとに作成する施工数量の根拠となる平面図、横断図、配管図、詳細図、給水管詳細図、土工定規図等の図面及び数量計算書をいう。

(対象工事)

第3条 概算数量発注方式を適用する工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 概算数量発注方式により発注事務を効率的に行うことができる工事
- (2) 他事業との調整や構造計算等を必要としない、配管口径150mm以下の水道管新設及び更新工事

(工事計画図書等の作成費用)

第4条 受注者が施工前に行う工事計画図書の作成費用は、工事計画図書作成として、共通仮設費の準備費に積み上げ計上するものとする。

(当初設計図書の作成)

第5条 概算数量発注方式による場合の当初設計図書の作成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当初設計図書は、設計書、位置図、平面図、土工標準図、仕様書等とする。
- (2) 積算は、概算数量により各種工事の積算基準に基づき算出するものとする。
- (3) 通常の標準工期に加え、工事計画図書の作成期間を加算することができるものとする。

(設計変更)

第6条 工事設計図書に基づく設計変更は、日光市建設工事設計変更事務処理要領に基づき行うものとする。

2 変更理由については、「概算数量発注方式による発注のため、現場精査による変更」と記載するものとする。

(施工条件の明示)

第7条 概算数量発注方式による場合は、次の事項を入札公告及び特記仕様書に明示するものとする。

(1) 概算数量発注方式による発注工事であること。

(2) 受注者は工事施工前に工事計画図書を監督員に提出し、承諾を得ること。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、疑義が生じた場合は発注者及び受注者にて協議するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。